

保 存 期 間 1 0 年

生 企

少

刑 企 第 3 9 2 号

捜 一

捜 分

令 和 4 年 3 月 2 9 日

関係所属長 殿

和歌山県警察本部長

人身安全関連事案に対処するための体制の確立について（普通）

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）に対処するための基本的な考え方と所要の対処体制の確立については、「人身安全関連事案への対応について（普通）」（平成31年4月22日付け生企、少、地指、刑企、捜一、機捜第456号。以下「旧通達」という。）により指示しているところであるが、生活安全部人身安全対策課（以下「人身安全対策課」という。）の新設に伴い、令和4年4月1日から、下記のとおりとするので、引き続き、人身安全関連事案への対応に遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 人身安全関連事案に対処するための体制の基本的な考え方

人身安全関連事案は、認知した段階では、被害者等に危害が加えられる危険性やその切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、認知の段階から対処に至るまで、生活安全部門と刑事部門が連携し、警察署長の指揮は維持しつつも、警察本部が確実に関与して、事態に応じて被害者の安全確保のために最も効果的な手法を執ることが肝要である。

2 警察署における対応

(1) 体制の確立

警察署においては、人身安全関連事案への対処を統括する責任者を警察署長とする。

また、刑事官が配置されている警察署においては刑事官を、その他の警察署においては生活安全刑事課長を副責任者とし、事案対処時に優先的に指名される要員をあらかじめ指定し、生活安全部門と刑事部門を総合した体制を確立すること。

なお、当直体制下で相談等がなされた時の対処体制についても、あらかじめ確立すること。

(2) 相談への対応

人身安全関連事案に係る相談への対応に当たっては、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性を判断する必要や、事件化のための擬律判断を的確に行う必要がある

ことから、明らかにそれらの必要が無いと判断できる場合を除き、原則として生活安全部門の担当者と刑事部門の担当者が共同で聴取を行うこと。

生活安全部門、刑事部門以外で相談を受理した場合も、確実に生活安全部門及び刑事部門に引き継ぐなど、同様の対応を行うこと。

(3) 警察本部への速報

人身安全関連事案の危険性・切迫性を見極め、執るべき措置を検討するためには、警察本部による速やかな事態の掌握とその指導の下での対処が必須である。したがって、人身安全関連事案を認知した段階で警察署長に速報するとともに、人身安全対策課人身安全対策係まで速報がなされるよう指導すること。

(4) 行為者への措置

人身安全関連事案の行為者に対しては、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて第一義的に検挙措置等による加害行為の防止を図ること。

(5) 被害者の保護等

各事案において被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が極めて高いと認められる場合には、警察署長は、直ちに即応態勢を確立し、被害者等を安全な場所へ速やかに避難させることとし、やむを得ない事情があり避難させられない場合には、被害者等身辺の警戒等の措置を確実にすること。

なお、危険性・切迫性が極めて高いとは認められない場合であっても、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が否定又は判断できないときは、危険性等について積極的に判断して、同様に対処すること。

このため、平素から管内の地方自治体等と連携できる体制としておくこと。

3 警察本部における対応

(1) 本部対処体制の確立

本部対処体制は、生活安全部及び刑事部を総合編成したものとし、対処本部長に生活安全部長及び刑事部長、対処副本部長に生活安全部参事官兼刑事部参事官（生活安全企画課長）及び刑事部参事官（刑事企画課長）を充てる。

司令塔は生活安全部人身安全対策課長とし、副司令塔は刑事部捜査第一課長を充てる。

被害者の安全が確保できない事案については、司令塔と副司令塔が連携して指揮に当たることとする。

また、人身安全対策課人身安全対策係員、同子供女性安全対策係員、生活安全部少年課事件捜査係員、刑事部捜査第一課強行犯特別捜査班員、同特殊犯捜査班員、刑事部機動捜査分析課機動捜査隊員、同機動分析係員を初動支援要員に指定する。

なお、人身安全対策課人身安全対策係を本部対処体制の一元的窓口とする。

(2) 任務

本部対処体制は、県下各警察署及び他都道府県警察からの速報等により事案を認知した後、関係警察署と緊密に連携の上、その危険性・切迫性を判断し、これに基づき行為者の事件検挙、行政措置、被害者の保護対策等に関する警察署への指導・助言・支援を行うことを任務とする。

また、事案の関係場所が複数の都道府県にわたる場合においては、関係都道府県警察と確実に情報を共有し、迅速かつ的確に対処すること。